

令和7年度 中山町定住促進・住宅取得支援事業補助金について

R7.4.1

1. 趣旨・目的

子育て世帯及び町外からの移住世帯の経済的な負担を軽減し、子育て世帯の定住及び町外からの移住を促進するため、子育て世帯や町外からの移住世帯が行う住宅※1の取得に対して補助金を交付します。

※1 住宅：町内にあって、玄関、トイレ、台所、浴室及び居室を有し、利用上の独立性を有するもので、新築又は購入されたものとしします。

2. 支援対象者

支援の対象となる者は、次のいずれかに該当する者のうち、令和6年4月1日以降に住宅新築工事の着手※2又は住宅を購入する者で、その者の属する全ての世帯員に町税等の滞納がない者としします。

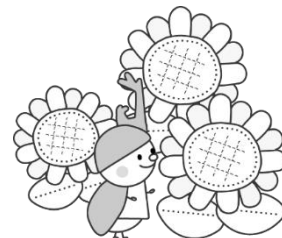
ただし、住宅を二親等内の親族から購入する者を除きます。

- (1) 子育て世帯※3の世帯員
- (2) 転入世帯※4の世帯員
- (3) 子育て世帯と転入世帯のいずれにも該当する世帯の世帯員

※2 住宅新築工事の着手：住宅に係る基礎の掘削工事への着手としします。

※3 子育て世帯：住宅の取得に要する期間のいずれかにおいて、生計を一にする義務教育又は教育就学前の子がいる世帯としします。

※4 転入世帯：世帯員全員が、令和5年4月1日以後に町外から本町に住民登録をし、居住する世帯で、かつ本町への転入前1年以上連続して町外に住所を有していた世帯としします。



3. 支援内容

補助金の額は、新築に係る建物工事費又は住宅の購入費（他の補助等を受けている場合は、それを差し引いた額）以内の額とし、次に掲げる区分に応じた額を限度としします（千円未満切捨て）。

- (1) 子育て世帯…30万円
- (2) 転入世帯…30万円
- (3) 子育て世帯と転入世帯のいずれにも該当する世帯…50万円

4. 確認事項

- (1) 補助金の交付を受けるためには、事業着手※5の前までに交付申請を行い、交付の決定を受ける必要があります。

町の補助金交付決定の前に、事業着手された場合、補助金の交付を受けることができませんので、ご注意ください。ただし、令和6年度中に事業着手しており、かつ令和6年度中に事業が完了しなかった場合については、この限りではありません。

- (2) 令和8年3月31日までに新築工事等を完了し、実績報告を行っていただく必要があります。
- (3) 予算額に達し次第、受付を終了します。

※5 事業着手 ① 住宅を新築する方：住宅新築工事の着手（※2を参照ください）

② 住宅を購入する方：引渡し及び当該住宅の所在地に住所を異動すること

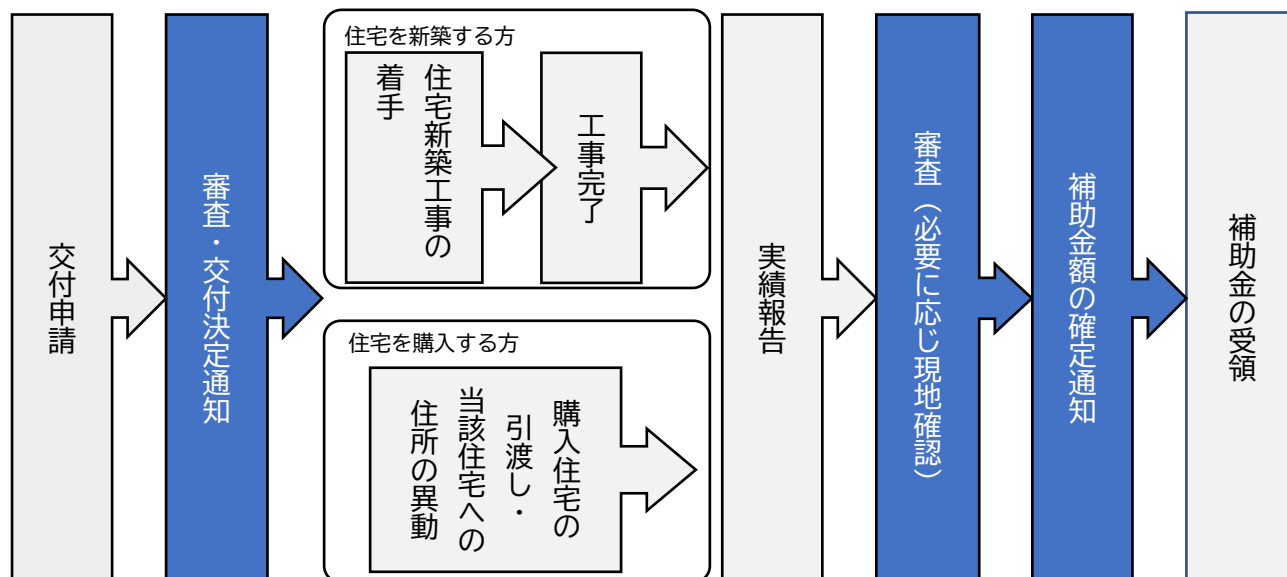


5. 申請方法

申請を希望される方は、次の書類を提出してください。

区分	提出書類
交付申請	☐ 令和7年度中山町定住促進・住宅取得支援事業補助金交付申請書（様式第1号） 【添付書類】 ☐ 1-1 住宅新築工事をする者…建築工事請負契約書の写し又は建築工事見積書等の写し ☐ 1-2 住宅を購入する者…売買契約書の写し又は売買見積書等の写し ☐ 2 居住予定者の住民票謄本 ☐ 3 転入世帯に属する世帯…戸籍の附票その他の転入世帯であることを証する書類 ☐ 4 位置図 ☐ 5 平面図 ☐ 6 その他町長が必要と認める書類
実績報告	☐ 令和7年度中山町定住促進・住宅取得支援事業実績報告書（様式第3号） 【添付書類】 ☐ 1 引渡書の写し ☐ 2 住宅全景写真 ☐ 3-1 住宅新築工事をする者…建設工事請負契約書の写し（申請時に提出していない場合） ☐ 3-2 住宅を購入する者…売買契約書の写し（申請時に提出していない場合） ☐ 4 申請時に添付した建築工事請負契約書、売買契約書、位置図又は平面図の変更があった場合、その写し ☐ 5 建物工事費及び購入費の支払いを証するもの ☐ 6 その他町長が必要と認める書類

6. 手続きの流れ（白：申請者、網掛け：町）



7. お申込み・お問い合わせ先

中山町総合政策課 まちづくり推進グループ 電話 023-662-4271